

令和 6 年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

市税につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

佐世保市内に事業用の償却資産を所有されている方は、地方税法第 383 条（固定資産の申告）の規定により、毎年 1 月 1 日現在の当該償却資産を申告していただくことになっております。

申告にあたっては、この「申告の手引き」を参照のうえ、同封の申告書に記入し、下記期限内に提出してください。

なお、一般方式による申告方法で、既に本市に償却資産の登録がある方には、現在登録されている資産の一覧を同封しておりますので、併せてご確認ください。

1 提出期限 **令和 6 年 1 月 31 日(水)**

※ 提出期限間近になりますと市役所の窓口が大変混雑しますので、**令和 6 年 1 月 16 日(火)**までの提出にご協力をお願いします。

※ 窓口の混雑防止のため、なるべく、郵送又は電子申告 (eLTAX : エルタックス) での提出をお願いします。

2 提出書類 償却資産申告書、種類別明細書

(詳しくは 7 ~ 13 ページをご参照ください)

※ 税務署への確定申告の際の**減価償却の状況が分かる資料（減価償却計算明細書、固定資産台帳など）**の写しの添付をお願いします。

3 提出先 佐世保市役所 財務部 資産税課 償却資産係（本庁舎 2 階）

〒857-8585 佐世保市八幡町 1 番 10 号

電話 0956 (24) 1111

※ 郵送提出する方で、申告書の「控え（受付印を押印したもの）」が必要な場合は、**切手を貼った返信用封筒**を同封してください。返信用封筒及び切手の同封がない場合は、お返しできませんので、ご注意ください。

4 お知らせ ・ 佐世保市のホームページから「申告の手引き」や必要な様式等をダウンロードできます。 **佐世保市 償却資産** で検索するか、下記のコードからアクセスしてください。

・ 電子申告 (eLTAX : エルタックス) もご利用いただけます。

詳しくは、eLTAX ホームページをご確認ください。

(<https://www.eltax.lta.go.jp>)



《 目 次 》

<p>I 償却資産の申告について</p> <p>1 償却資産とは</p> <p>2 申告していただく方</p> <p>3 償却資産の種類と具体例</p> <p>4 申告の対象となる資産</p> <p>5 業種別の主な償却資産</p> <p>6 建築設備等における家屋と償却資産の区分</p> <p>7 申告の必要がない資産</p> <p>8 実地調査等について</p> <p>9 申告されない方又は虚偽の申告をされた方</p> <p>10 過年度への遡及等について 〈参考〉少額の減価償却資産の取扱いについて</p>	<p>(頁)</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>4</p> <p>4</p> <p>4</p> <p>4</p> <p>4</p>
<p>II 償却資産の課税について</p> <p>1 納税義務者</p> <p>2 課税標準、税率、税額、納期・納期限、免税点</p> <p>3 価格等の決定、課税台帳の閲覧、審査の申出</p> <p>4 課税標準額の特例、非課税資産</p> <p>5 国税との主な違い</p>	<p>5</p> <p>5</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>6</p>
<p>III 提出書類について</p> <p>1 一般方式</p> <p>2 企業電算処理方式</p>	<p>7</p> <p>7</p>
<p>IV 償却資産申告書の記入のしかた</p> <p>1 償却資産申告書の記入のしかた</p> <p>2 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入のしかた</p> <p>3 種類別明細書（減少資産用）の記入のしかた</p>	<p>8</p> <p>10</p> <p>12</p>
<p>V 税額等の算出方法について</p> <p>1 評価額の算出方法</p> <p>2 減価残存率表</p>	<p>14</p> <p>14</p>

※この手引きに記載されている内容は、令和5年10月時点の法令等の情報をもとに、令和6年度償却資産申告のために作成したものです。

I 償却資産の申告について

1 償却資産とは

- ・ 土地や家屋以外の事業の用に供することができる有形の資産。

2 申告していただく方

- ・ 令和6年1月1日現在、佐世保市内において事業を営み、償却資産を所有している方。
- ・ 所有権留保付売買資産については、原則として買い主の方が申告してください。
- ・ 所有権移転外リース資産については、原則としてリース会社が申告してください。

3 償却資産の種類と具体例（一般的な資産の分類を示しています）

種 類	主 な 償 却 資 産 の 例 示
1	構 築 物 舗装路面、庭園、門・堀・緑化施設等の外構工事、橋、さん橋、岸壁、井戸、広告塔、煙突、キャノピー（建物本体から独立しているもの）等
	建物附属設備 発電設備、受変電設備、動力配線設備、中央監視室装置、蓄電池設備 屋外の給排水設備、賃借人等（テナント）が施工した内装・造作・建築設備等 ※詳しくは3ページ〈家屋と償却資産の区分表〉をご参照ください。
2	機 械 及 び 装 置 工作機械、土木機械、電気機械、建設機械、印刷機械、搬送装置、太陽光発電設備、機械式駐車場設備、その他物品の製造・修理に使用する機械及び装置等
3	船 舶 一般船舶、漁船、はしけ、遊覧船、モーターボート、ヨット、曳船、客船、貨物船等
4	航 空 機 飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具 大型特殊自動車（車種別番号が0または9で始まる車両）、フォークリフト、構内運搬車等。ただし、自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは除く。 ※最高速度35km/h未満の農耕作業用車両又は長さ、幅、高さとも各々4.70m、1.70m、2.80m以下、最高速度15km/h以下のフォークリフト等は小型特殊自動車に該当し、「軽自動車税」の申告対象となるため、償却資産申告の必要はありません。
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品 冷暖房機器（壁掛式・床置き）、パソコン、陳列ケース、机、椅子、測定工具、検査工具、自動販売機、医療機器、娯楽器具、ネオンサイン、その他業務用の器具備品等

4 申告の対象となる資産

- (1) ① 耐用年数1年以上で、取得価額が10万円以上の資産
② 取得価額10万円未満の資産であっても個別に減価償却をしている資産
※取得価額20万円未満の資産で3年間で一括して減価償却をする資産は申告の対象となりません（詳しくは4ページ〈参考〉をご参照ください）
- (2) 企業会計上簿外資産として取り扱われている資産であっても、1月1日現在において事業の用に供しているもの、又は供しようのもの
- (3) 耐用年数を経過し、法定の減価償却を終えた資産であっても、事業の用に供している資産
- (4) 建設仮勘定で経理されているもののうち、事業の用に供している資産
- (5) 遊休資産、未稼働資産であっても、1月1日現在において事業の用に供することができる状態にある資産
- (6) 割賦購入資産で、割賦金を完済していない資産であっても、既に事業の用に供している資産
- (7) 資産の所有者が他の者に貸し付けて事業の用に供している資産
- (8) 租税特別措置法を適用して損金算入している資産

5 業種別の主な償却資産

業 種	主 な 償 却 資 産 の 例 示
各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、自家発電設備、太陽光発電設備、蓄電池設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、借家に施した内装工事等
小 売 店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
飲 食 店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内装飾品等
理 容・美 容 業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備等
製パン・製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医 歯 業 医 療 薬 局 業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、薬品戸棚、陳列ケース、各種事務機器、待合室用いす等
駐 車 場 事 業	照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金精算機、白線等
工 場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
バー、喫茶・軽食	厨房設備、冷蔵庫、自動食器洗浄器、製水器、エレクトーン等の楽器、ミラーボール、放送設備等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、内外装等
印 刷 業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建 設 業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、車種別番号が0または9で始まる大型特殊自動車、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
木 工 業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄 工 業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
ホテル・旅館業	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫、ボイラー等
食肉鮮魚販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機、水槽、いけす等
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集玉設備等
カラオケボックス	カラオケ設備、接客用家具、照明設備等
農 業	ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農業用器具
アパート経営 貸 問 業 等	駐車場舗装、外構、外灯、駐輪設備、LAN設備、メールボックス等 ※詳しくは3ページ<家屋と償却資産の区分表>をご参照ください。

※ただし、家屋として評価されているもの及び自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきものは除く。

6 建築設備等における家屋と償却資産の区分

- (1) 家屋の所有者が付加した建築設備で、家屋と構造上一体となって、その家屋の効用を高めるものは、原則として家屋に含めて取り扱いますが、次にあげる事業用のものは償却資産として取り扱います。
 - ① 構造的に家屋と一体となっていないもの
 - ② 独立した機械及び装置としての性格の強いもの
 - ③ 工場等における特定の生産又は業務の用に供される設備等
 - ④ 顧客の求めに応じるサービス設備としての性格の強いもの（ホテル等の厨房設備、洗濯設備等）
- (2) 家屋の所有者以外の方（テナント等）が貸ビル・貸店舗等に施工した内外装・造作及び建築設備等の事業用資産については、償却資産としてテナント等に課税されるため、テナント等の方がご申告ください。

〈家屋と償却資産の区分表〉

※下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の施工者				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○	
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○	
	中央監視設備	設備一式		○		○	
	電灯コンセント設備、照明設備	屋外設備一式、非常用照明器具			○		○
		屋内設備一式	○			○	
	電力引込設備	引込工事		○		○	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			○		○
		上記以外の設備	○			○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器			○		○
		配管・配線、端子盤等	○			○	
	LAN 設備	設備一式			○	○	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			○		○
		配管・配線等	○			○	
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			○	
	監視カメラ (ITV) 設備	受像機 (テレビ)、カメラ			○		○
配管・配線等		○			○		
避雷設備	設備一式	○			○		
火災報知設備	設備一式	○			○		
呼出表示設備	設備一式	○			○		
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○	
	給湯設備	局所式給湯設備 (電気温水器・湯沸器用)			○	○	
		局所式給湯設備 (ユニットバス用、床暖房用等) 中央式給湯設備	○			○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			○	○	
		屋内の配管等	○			○	
衛生設備	設備一式 (洗面器、大小便器等)	○			○		
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			○	○		
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			○		
空調設備	空調設備	ルームエアコン (壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		○		○	
		上記以外の設備	○			○	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			○	○	
		上記以外の設備	○			○	
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			○	
	駐車場設備	機械式駐車設備 (ターンテーブルを含む)、料金精算機、 駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		○		○	
	運搬設備	工場用ベルトコンベア			○	○	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			○	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備 (飲食店・ホテル・百貨店等)、 寮・病院・社員食堂等の厨房設備			○	○	
		上記以外の設備	○			○	
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、 POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、 簡易間仕切 (衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、 カーテン、ブラインド等		○		○	
外構工事	外構工事	工事一式 (門・塀・緑化施設等)		○		○	

※こちらは佐世保市の取扱いであり、自治体によって取扱いが異なる場合があります。また一般的な施工状況のものを想定し、作成しております。

7 申告の必要がない資産

- (1) 無形固定資産（例：ソフトウェア、特許権、営業権、漁業権等）
- (2) 自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の課税対象となるべきもの
（例：自動車、軽自動車、小型特殊自動車に分類されるフォークリフト等）
- (3) 繰延資金（例：開業費、創立費、開発費等）

8 実地調査等について

地方税法に基づいて実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。
また、税務署にて所得税又は法人税に関する書類を閲覧し、その内容に基づいて課税をさせていただきますことがありますのでご了承ください。

9 申告されない方又は虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告をされなかった場合は、地方税法第 386 条及び佐世保市税条例第 14 条の規定により過料を科せられるほか、地方税法第 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられることがあります。

10 過年度への遡及等について

申告もれ等に伴い、前年より前に取得された資産がある場合は当年度だけでなく資産取得の翌年度まで遡及して課税（ただし、地方税法第 17 条の 5 の規定により、最大 5 年が限度）することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は納税が通知された直近の納期 1 回となります。

<参 考>

○少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第 341 条第 4 号及び地方税法施行令第 49 条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- ①取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの（*2）
- ②取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したもの（*3）
- ③地方税法施行令第 49 条ただし書による、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産のうち、所得価額が 20 万円未満のもの

ただし、下記④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。

④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産

⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

	償却方法	取得価額			
		10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
⑤	個別減価償却（*1）	申告対象			
①	一時損金算入（*2）	申告対象外			
②	3 年一括償却（*3）	申告対象外			
③	リース資産 （ファイナンス・リース）	申告対象外		申告対象 ※申告いただく方は P1「2」参照	
④	中小企業特例（*4）	申告対象			

（*1）個人の方については、10 万円未満の資産は全て必要経費となるため、個別に減価償却することはありません（所得税法施行令第 138 条）。

（*2）法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条

（*3）法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項又は所得税法施行令第 139 条第 1 項

（*4）租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5

II 償却資産の課税について

1 納税義務者

賦課期日（1月1日）現在において償却資産を所有する方が、納税義務者となります（償却資産を賃貸している方も含まれます）。

2 課税標準、税率、税額、納期・納期限、免税点

(1) 課税標準

課税標準は、1月1日における決定価格（課税標準の特例適用を受けるものは適用後の額）で、償却資産課税台帳に登録されたものをいいます。

(2) 税率

税率は100分の1.4です。

(3) 税額

税額（100円未満切捨て）＝課税標準額（1,000円未満切捨て）×税率（1.4/100）

(4) 納期・納期限

納付すべき税額を4回（4月・7月・9月・12月）に分けて納めていただきます。納期限は、各納期の末日になります（12月は25日）。その日が、土曜日、日曜日、祝日にあたる時は、それらの日の翌日が納期限となります。なお、納税通知書は4月中旬に送付予定です。

(5) 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。（免税点未満と判断される場合も申告してください。）

3 価格等の決定、課税台帳の閲覧、審査の申出

(1) 価格等の決定

申告書及び調査に基づき、価格等を決定し、償却資産課税台帳に登録します。

(2) 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に価格等を登録した後、その旨を公示します。納税義務者等の方は公示後、償却資産課税台帳を閲覧することができます。

(3) 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合には、上記(2)の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

なお、償却資産課税台帳に登録された価格以外の事項に不服がある場合には、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

4 課税標準額の特例、非課税

税負担の軽減を図るため、課税標準額の特例制度（地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条等）があります。その主な資産は次のとおりですが、この他にも特例措置は多数あります。佐世保市ホームページに特例の情報を掲載していますのでご確認ください。

また、地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条の適用を受ける資産は非課税になります。

適用を受ける資産がある場合は、償却資産申告書の「10 非課税該当資産」又は「11 課税標準の特例」の該当するほうの「有」を○で囲み、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に根拠となる条項を記載してください。

課税標準の特例（一部）	
法第 349 条の 3 第 5 項	内航船舶（遊覧船・非自走式等は除く。）
法附則第 15 条第 2 項	公共の危害防止施設又は設備
法附則第 15 条第 45 項	先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等が行った設備投資に係る償却資産

非課税（一部）	
法第 348 条第 2 項第 1 号	国・都道府県・市町村等が公用又は公共の用に供する固定資産

これらの施設及び設備は政令・総務省令により特例等の適用範囲が規定されています。また税制改正により特例の適用範囲等が変更になることがあります。

課税標準の特例又は非課税の適用を受けるためにはその旨を証する書類が必要ですので、該当すると思われる方は、お問い合わせください。

5 国税との主な違い

項 目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
減 価 償 却 の 方 法	固定資産税定率法	定率法、定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認めない	認める
増 加 償 却	認める	認める
特別償却・割増償却 （租 税 特 別 措 置 法）	認めない	認める
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の 100 分の 5	1 円
改 良 費	区分評価	原則区分、一部合算も可
家庭用にも事業用にも 使用される資産	取得価額の全額が申告の対象額	事業専用割合区分が必要経費算入額

Ⅲ 提出書類について

所定の用紙でのご申告の他、電子申告（eLTAX）による受付を行っています。

〈参考〉

○電子申告（eLTAX：エルタックス）について

eLTAX（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きに従って、申告データを送信して頂く方法です。送信された申告データは、ポータルセンターを通じて申告先の佐世保市に配信されます。

※eLTAXによる電子申告の場合も、必ず増加、減少の種類別明細書をご提出ください。

※電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得されたうえでeLTAXのホームページに利用の届出を行う必要があります。

詳しくは、eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) 等を参考にしてください。

1 一般方式（1年間の増加資産と減少資産のみを申告するもの）

(1) 初めて申告される方（全資産の申告）

令和6年1月1日現在所有されている事業用資産の全部を申告してください。

申告内容	申告書	種類別明細書		注意事項
		増加資産・全資産用		
申告する資産がある方	○	○		佐世保市内に所在する全資産を記入してください。
申告する資産がない方	○	—		申告書の備考欄の「3. 該当資産なし」に○をつけてください。

(2) 前年申告された方（増減資産の申告）

前年中（令和5年1月2日から令和6年1月1日）に取得した資産及び減少した資産、前年度申告もれになっていた資産を申告してください。

申告内容	申告書	種類別明細書		注意事項
		増加資産用	減少資産用	
資産の増減がある方	○	○	○	増加資産・減少資産それぞれを種類別明細書に記入してください。
資産の増減がない方	○	—	—	申告書の備考欄の「2. 資産異動なし」に○をつけてください。
廃業等された方	○	—	—	申告書の備考欄の「4. 廃業・解散・転出」の該当するものに○をつけ「年月日」を記入してください。

2 企業電算処理方式（毎年、全資産を申告するもの）

令和6年1月1日現在所有されている償却資産の全部を申告してください。

《企業電算処理方式による申告の要件》

- ① 償却資産申告書については、必ず地方税法施行規則第26号様式（全国統一様式）によること。なお、一般方式と異なり、「評価額」、「決定価格」及び「課税標準額」の欄についても、すべて記載（出力）されていること。
- ② 前年中における資産の異動（増加及び減少）について把握できるものであること。
- ③ 種類別明細書については、地方税法に定められた様式（地方税法施行規則第26号様式別表1・別表2）の記載項目のすべてが出力されていること。
- ④ 課税標準の特例（地方税法第349条の3及び同法附則第15条等）の適用を受ける資産については、特例条項別に区分し、別途計算書を添付のこと。

2 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入のしかた

(記入上の注意) 1 はじめて申告される事業所は、令和6年1月1日現在所有している償却資産の全部を記入してください。
 2 前年申告された事業所は、前年中(令和5年1月2日~令和6年1月1日)において新たに取得された資産、及び前年度申告もれになっていた資産を記入してください。
 3 「資産の名称等」、「数量」欄等は、上欄と同じ場合でも「同上」「〃」とせず、それぞれ記入してください。
 4 申告している資産で、取得価額の一部増加がある場合は、該当する資産の資産コードと、増加後の数量と額を記入してください。
 5 網かけ部分は記入する必要はありません。(既存分変更の場合は、記入してください。)

「6」と記入してください。

記入する必要はありません。

下の表から1~6のいずれかを「資産の種類」の欄に記入してください。

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具・器具及び備品

18文字以内で資産の名称等を記入してください。漢字、平仮名、カタカナ等で記入可。

登録した内容に変更があった場合は、変更する資産の「資産コード」を、同封の「資産明細書」で確認し、転記してください。

資産の数量を記入してください。未記入の場合は、自動で「1」となります。

資産を取得した年・月を記入してください。
 ※1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得年月としてください。
 ・年号コードは以下のとおりです。

年号	明治	大正	昭和	平成	令和
コード	1	2	3	4	5

令和6年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		枚数		
所有者コード												株式会社 △△××佐世保		3枚のうち 2枚目		
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	課税標準の特例		免除		減免	増加事由	摘要
					年号	年	月			コード	終了年	コード	終了年			
01	1		借家店舗造作	0014	31	04	2,000,000	10						12 34	申告もれ	
02	1		受変電設備	0015	05	08	3,000,000	15						12 34		
03	2		クレーン	0015	02	05	1,000,000	09						12 34	福岡市からR5.8	
04	2		冷凍機	0015	03	07	7,000,000	09						12 34	申告もれ	
05	2	20008	加工乾燥機				210,000	09						12 34	取得価額20万→21万	
06	3		第119日章丸38t	0015	05	08	100,000,000	09						12 34	特例349の3-5	
07	6		測定工具	0015	05	03	300,000	02						12 34		
08	6		エアコン	0015	05	07	300,000	06						12 34		
09														12 34		
10														12 34		
11														12 34		
12														12 34		
13														12 34		
14														12 34		
15														12 34		
16														12 34		
17														12 34		
18														12 34		
19														12 34		
20														12 34		
小計							113,610,000									

所有者名をページ毎に記入してください。

この「種類別明細書(増加資産・全資産用)」について、3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。

該当資産について、短縮耐用年数の適用及び増加償却を行っている資産について、その旨の表示、並びに、その他価額の決定に必要な事項を記入してください。

資産が増加した事由について、
 1. 新品取得
 2. 中古品取得
 3. 移動による受入れ
 4. その他
 を○で囲んでください。
 なお、「4」の場合は、必ず摘要欄に理由を記入してください。

法人税法又は所得税法の規定による耐用年数を記入してください。(減価償却資産の耐用年数等に関する省令や確定申告書の添付資料等をご参照ください)
 短縮耐用年数によっている場合は、「短縮耐用年数の短縮承認通知書」の写を添付してください。

課税標準の特例に該当する資産がある場合は、摘要欄に次のように記入してください。

(地方税法第349条の3第5項の特例の場合) 例) 特例349の3-5

価額の増加がある場合は、増加額(例)20万→21万差額の1万を累計してください。

注意1 「取得年月」の「年号」の欄は、平成は4、令和は5を記入してください。「取得年月」欄の記入例：平成31年4月取得⇒「43104」令和2年5月取得⇒「50205」
 2 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれかに○を付けてください。

その資産を取得した価額(附帯費用を含む)を記入してください。
 改良費の支出がある場合には、本体部分と区別して記入してください。
 圧縮記帳が認められている場合でも、圧縮記帳前の取得価額を記入してください。
 取得価額が増加した場合は、増加後の額を記入してください。
 家庭用にも事業用にも使用される資産についても取得価額の全額を記入してください。

3 種類別明細書(減少資産用)の記入のしかた

減少した資産の申告は同封の「資産明細書」で確認し、資産コード・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数を正確に転記してください。

「6」と記入してください。

記入する必要はありません。

資産の一部が、減少する場合は、減少後の数量、金額を記入してください。

- (記入上の注意)
- 1 売却、滅失、及び移動等により減少した資産を記入してください。
 - 2 資産の一部が減少した場合は、減少後の数量、金額を記入してください。
 - 3 「資産の名称等」、「数量」欄等は、上欄と同じ場合でも「同上」「〃」とせず、それぞれ記入してください。
 - 4 網かけ部分は記入する必要はありません。

令和6年度										所有者名		2枚のうち	
所有者コード										株式会社 △△××佐世保		1枚目	
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		摘要
					年号	年	月				5 7	6 8	
01		10007	舗装路面	001	3	6	07	1,000,000	15		5・6・7・8	①・2	
02		20005	プレス機	003				300,000			5・6・7・8	①・②	取得価額 50万(数量5) →30万(数量3)
03		30008	第88佐世保丸	001	4	07	07	70,000,000	07		5・6・7・8	①・2	福岡市へ R5.8
04		50005	フォークリフト	001	4	05	05	7,000,000	05		5・6・7・8	①・2	A社へ
05		20022	鎖製造設備	001				300,000			5・6・7・8	①・②	取得価額 60万(数量2) →30万(数量1)
06											5・6・7・8	1・2	
07											5・6・7・8	1・2	
08											5・6・7・8	1・2	
09											5・6・7・8	1・2	
10											5・6・7・8	1・2	
11											5・6・7・8	1・2	
12											5・6・7・8	1・2	
13											5・6・7・8	1・2	
14											5・6・7・8	1・2	
15											5・6・7・8	1・2	
16											5・6・7・8	1・2	
17											5・6・7・8	1・2	
18											5・6・7・8	1・2	
19											5・6・7・8	1・2	
20											5・6・7・8	1・2	
小計								78,500,000					

注意……「取得年月」の「年号」の欄は、昭和は3、平成は4、令和は5を記入してください。

所有者名をページ毎に記入してください。

この「種類別明細書(減少資産用)」について、2枚のうち1枚目というようにページ数を付けてください。

該当資産が減少した事由について、具体的な事由、又は特筆すべき事柄を記入してください。

該当事由の番号を○で囲んでください。減少の事由が、⑤売却、⑦移動の場合は売却先又は移動先を摘要欄に記入してください。
例) 売却の場合… A社へ
移動の場合… 福岡市へ

減少の区分について
資産の全部が減少=1
資産の一部が減少=2
それぞれ○で囲んでください。
「2」に該当する場合には、次の例のように摘要欄に記入してください。
例) 当初の取得価額 50万円(数量5)から 30万円(数量3)へ変更。

価額の減少がある場合は、減少額(⑤50万→30万差額の20万)を累計してください。

第二十六号様式別表二(提出用)

V 税額等の算出方法について

1 評価額の算出方法

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額 $\times \left(1 - \frac{r}{2} \right)$	前年度評価額 $\times (1 - r)$

r : 耐用年数に応ずる減価率

$1 - \frac{r}{2}$: 半年分の減価残存率で本ページ「2 減価残存率表」の前年 $\color{red}{中}$ 取得欄の率です。

$1 - r$: 1年分の減価残存率で本ページ「2 減価残存率表」の前年 $\color{red}{前}$ 取得欄の率です。

- ・1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。
- ・初年度の取得額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

注意 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

2 減価残存率表

『固定資産評価基準』(*)別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年 $\color{red}{中}$ 取得 $1 - \frac{r}{2}$	前年 $\color{red}{前}$ 取得 $1 - r$			前年 $\color{red}{中}$ 取得 $1 - \frac{r}{2}$	前年 $\color{red}{前}$ 取得 $1 - r$
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924
				30	0.074	0.963	0.926

(*)『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づき総務大臣が告示する基準です。